

安全保障法制について

■ 一覧表 与党協議の資料（表裏）

■ 経緯

2014年7月1日 「閣議決定」

ただ、閣議決定だけでは自衛隊を動かさない
統一地方選後、ドサッと出てきた法案
資料裏側「平和安全法制の構成」

10本の法律を一括して改正し、1本の法律を新設

安倍政権

法案を先取りしてガイドラインの改訂

5月14日、法案を閣議決定し、国会に提出

夏までに成立させる

6月4日 憲法調査会

長谷部、小林、笹田

「違憲です」3連発ショック さらに言論弾圧発言も

■ 法案の内容

閣議決定の内容をフルマックスに実現した壮大な「戦争法」

だが、一つの法律ではないので、場面を整理する必要あり

「平和安全法制の主要事項の関係」という表は秀逸

これを理解するためには

国連憲章の基本知識と

自衛隊合憲の論理を確認するのがコツ

■ 国連憲章の基礎知識

憲章は、「武力の行使」を原則禁止（武力不行使原則）

…我が国の9条1項と同じ

だが、3つの例外+1つの反則技

3つの例外

(1) 個別的自衛権 = 正当防衛

(2) 集団的自衛権 ≠ 「緊急避難」 or 「いじめられっ子を助ける権利」

この規定の制定経緯や運用の実態からみて

集団的自衛権の本質は、米ソの「縄張り防衛権」

ベトナム戦争、ソ連・アフガニスタン侵攻

冷戦終結後

9. 11 同時多発テロに対する報復

米「アフガニスタン戦争」にイギリスが参加したケース

これが自衛権行使の戦争と正当化できるかは微妙

ただ、「泥沼化」は事実

(3) 集団安全保障（としての軍事的措置）

国連安保理 「武力行使容認決議」

冷戦終結直後の「湾岸戦争」を契機に、慣習法として定着

とはいえ

「イラク戦争」は「集団安全保障」を大義名分とした戦争だった

10年以上前の湾岸戦争の決議の効力が復活！

この戦争が、現在の I S I L に象徴される中東の大混乱の元凶

反則技 拒否権 アメリカの戦争は、誰も裁けない

■ 自衛隊が合憲とされた論理

歴代政府が「自衛隊」を合憲としてきた理屈

～意外とシンプル

政府解釈は、9条を解釈するのではない

憲法全体を解釈

無条件の前提として念頭に置くのは

わが国が外国から「急迫不正の侵害」を受けたとき

つまり侵略を受けたとき—という極限状態

そのとき、国民は殺され、傷つき、あるいはその財産が破壊され、奪われる

それなのに、政府は何もしなくてもいいのか？

なるほど憲法に9条はあるけれど

他方で憲法は「平和的生存権」や「生命、自由及び幸福追求に対する権利」を保障している。

これらの権利をまもるための「自衛の措置」としての武力の行使

を憲法が禁じているはずはない

そのための「実力」（≠軍隊）として「自衛隊」の存在は認められる

この論理の裏返し

自衛隊の活動に対する憲法的制約（旧3要件）

① わが国に対する急迫不正の侵害があること

Ie わが国に対する武力攻撃があること

② あくまでこれは例外中の例外なので、これ—わが国に対する侵害—を排除するために他の適当な方法がないこと

③ 仮に「自衛の措置」を講じるとしても、必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

→派生する重要な命題

「自衛権を行使できる地理的範囲の制限」

「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されない」

歴代政権が、「集団的自衛権の行使も、集団安全保障への参加もできない」としてきたのは、どちらの場合も我が国自身は武力攻撃を受けていないし、他国領土で武力行使をする可能性も高かったから

■ 「事態法」—集団的自衛権の本丸

資料右上の赤く囲まれた「存立危機事態」への対処

「存立危機事態」とは？

閣議決定「新3要件」の「第1要件」のコピー

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」

これに該当するとされれば

防衛出動を命じることができ、武力行使ができる

そのときには後方支援に限るとか

国会の事前承認が必要だ

とかいう縛りはない

ホルムズ海峡が機雷封鎖されたときの掃海活動

戦時の掃海活動は立派な攻撃的活動

これができれば何でもできる

この概念が生まれた思考回路

「旧3要件」の核心 ①要件「わが国に対する急迫不正の侵害があること」

これは「我が国に対する武力攻撃が発生し、これにより国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されること」と書き換えてもOK

↓

だが、このままでは集団的自衛権の行使は認められない

そこで、まず、

「我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されること」と修正

↓

だが、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」場合というのは、従前の説明では、他国の侵略を受けて、国民が殺され、傷つき、あるいはその財産が破壊され、奪われるという場合を想定。「他国に対する武力攻撃」で「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」場合というのは??

★ 長谷部「従来の政府の見解の…基本的論理の枠におさまっているかという
と、おさまっていないと思う。」

↓

そこで「我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」
と言葉を修正

それゆえ、概念事態が混乱 ∴自公で具体的想定事例が割れる

しかも、自衛権を行使できる地理的範囲について「限定はない」と明言

とはいえ

国会の事前承認が義務づけられていない

基準そのものに「明白な危険」という「ぼかし」

とどめは「特定秘密保護法」

結局、政府の「腹一つ」で防衛出動・武力行使が可能

■ 使い勝手のいい集団的自衛権—「重要影響事態安全確保法」

「周辺事態法」から

「周辺」という概念を取り去り

「米軍以外の外国軍隊等」に対する「支援メニューの拡大」

いわゆる「後方支援活動」

「後方支援活動」は武力の行使にあたらぬ？

そんな理屈は国際的には全く通用しない

★小林節「後方支援と言う日本の特殊概念で、要するに、戦場に後ろから参戦するだけの話でありまして、前から参戦しないよというだけの話でありまして、そんなふざけたことで言葉の遊びをやらないでほしいと本当に思います。」

この法律が予定しているのは、例えば武器弾薬や兵隊の補給・輸送活動

「兵站活動」という立派な軍事行動

しかも「無防備な兵站こそ狙われる」

アフガニスタン戦争のNATO軍の教訓

つまり、この法律も、立派な「集団的自衛権」の行使を可能にする法律

しかも、国会の事後承認あり、要件も緩い

使い勝手のいい集団的自衛権

■ イラク戦争にも参加できる？－「国際平和支援法」（新設）

国連の集団安全保障としての軍事的措置に参加可能

ここで使われているゴマカシは、重要影響事態法と同じ

「後方支援活動は武力行使」ではない

今まで行かなかった「コンバットゾーン」（戦闘地域）へ

しかも、この法律は「武力行使容認決議」が出た場合に限定せず

「関連する安保理決議」があればOK

イラク戦争にも「関連する決議」ならあった！

なお、「例外無き事前の国会承認」が義務づけられているのはこれだけ

■ 地獄のPKO 「国際平和協力法」

PKOの変質

テロやゲリラ対策

PKO自体がとても攻撃的に

改正法では「停戦監視活動」に加えて

いわゆる「安全確保」「駆け付け警護」も

最初に犠牲者が出るのはこの法律？